

国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和4年度)
様式

作成日 2022/10/17
最終更新日 2022/10/17

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	2022/8/1
国立大学法人名		国立大学法人秋田大学
法人の長の氏名		山本 文雄
問い合わせ先		総務企画課 (018-889-2208、somusomu@jimu.akita-u.ac.jp)
URL		https://www.akita-u.ac.jp/honbu/index.html

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	<p>令和4年度第2回経営協議会（令和4年9月20日開催）において、国立大学法人秋田大学における適合状況等について説明を行うとともに、意見聴取を行った。</p> <p>また、9月22日から10月3日までの期間において経営協議会委員に対して意見照会を行った。経営協議会からの意見は以下のとおり。</p> <p>【意見①】 地域の振興と地球規模を併列するのはいかがか。別々がよいかと考える。</p> <p>【本学対応】 本学は「国際的な水準の教育・研究を遂行」と「国の内外で活躍する有意な人材を育成」、「地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与」を基本理念に掲げており、「地域の振興」は国内で、「地球規模の課題解決」は国外でそれぞれにおいて活躍できる人材を育成することを標榜している。</p> <p>〈関連原則〉 基本原則1，原則1-1，原則2-1-1</p> <p>【意見②】 教員活動評価審査会の第三者性、客観性についてはどうか。</p> <p>【本学対応】 教員活動評価は平成30年度から、より透明性や公平感のある評価制度に改善するため全学統一指針による全ての教員を同一の基準で評価する仕組みを構築している。本制度は、個人の活動実績として「教育」「研究」「社会貢献」「国際的活動」「管理・運営」「診療活動」に評価項目を定め、客観的なデータに基づきを総合的な評価を行っている。</p> <p>〈関連原則〉 補充原則1-2③</p> <p>【意見③】 国大法人の職員の充実に関しては、特に企画提案力が重要と考える。</p> <p>【本学対応】 現在、一般社団法人国立大学協会が主催する若手職員勉強会などの学外研修に職員を参加させており、このような場を活用しながら企画提案力が備わる研修への参加を推進している。</p> <p>〈関連原則〉 補充原則2-3-3①</p>

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
監事による確認	更新あり	<p>令和4年度第2回経営協議会（令和4年9月20日開催）において、国立大学法人秋田大学における適合状況等について説明を行うとともに、意見聴取を行った。</p> <p>また、9月22日から10月3日までの期間において監事による確認を行った。監事からの意見は以下のとおり。</p> <p>【意見】</p> <p>令和3年の文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」改正においては、「ガバナンスの強化」「意識改革」「不正防止システムの強化」が不正防止対策強化の3本柱として掲げられ、本学はこれに対応するため以下の3点を追加実施した。</p> <p>① 「公的研究費の取扱いに係る不正防止計画の実施状況」について、新たに中間報告と中間チェックを実施した。</p> <p>② 監事は中間および年度末の状況報告を受け内容を確認し、適切に実施されている旨会議等で意見を述べた。</p> <p>③ 専門的知識を有する公認会計士である非常勤監事が内部監査に参画した。</p> <p>ガイドラインの改正に対して見直しを行った結果として、新たな施策を追加したことをガバナンス・コードに具体的に明記した方が良いのではないかと考える。</p> <p>改正ガイドラインにおいては、特に監事に求められる役割がより明確化されており、新たに実施した施策に監事がモニタリングに関与したことを述べることで、本学のガバナンス面でプラスの印象を受け取ってもらえるものと考えている。</p> <p>【本学対応】</p> <p>追加実施した項目を記載した。</p> <p>〈関連原則〉</p> <p>補充原則4-2①，補充原則4-2②，補充原則4-2③，補充原則4-2④</p>
その他の方法による確認		<p>・その他の方法による確認は行っていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況		当法人は、各原則をすべて実施している。
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等		

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則1-1 ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	<p>本学の基本理念である「国際的な水準の教育・研究を遂行」「地域の振興と地球規模の課題の解決に寄与」「国の内外で活躍する有為な人材を育成」を踏まえ、その実現のため第4期中期目標・中期計画を定めて公表するとともに、大学で適切に運用するために年度計画を策定し、計画の進捗を毎年度自己点検・評価を行い管理している。</p> <p>なお、学外有識者等を構成員とする経営協議会において、目標や戦略等の策定、結果の評価等について意見交換等を行っており、社会の要請の把握に努めている。</p> <p>・中期目標・中期計画 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html (ホーム→大学案内→基本理念 中期目標・中期計画 年度計画)</p>
補充原則1-2④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等		<p>中期計画を踏まえた年度計画の評価については、計画の進捗状況及び検証結果を公表している。また、中期目標期間評価については、その進捗状況、検証結果及び改善状況等を公表している。</p> <p>・中期目標期間評価・年度評価 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_check.html (ホーム→大学案内→点検・評価活動)</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則1-3⑥(1) 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制</p>	更新あり	<p>本学では、「国立大学法人秋田大学運営規則」、「秋田大学学則」及び各組織規程に基づき、経営及び教学運営に係る各組織等の権限と責任の体制を構築している。</p> <p>学長については、国立大学法人秋田大学運営規則第7条第1項において、「校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、法人を代表し、その業務を総理する」と定めている。</p> <p>理事については、国立大学法人秋田大学運営規則第7条第2項において、「学長の定めるところにより、学長を補佐して法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行う」と定めている。</p> <p>副学長については、国立大学法人秋田大学運営規則第9条第2項において、「学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」と定めている。</p> <p>学長特別補佐については、国立大学法人秋田大学運営規則第10条第2項において、「学長が指示する特定の重要事項に関し、学長を補佐する」と定めている。</p> <p>国立大学法人秋田大学運営規則第13条において、法人の重要事項を決定する組織として役員会を、同第15条において経営に関する重要事項を審議する機関として経営協議会を、同第16条において教育研究に関する重要事項を審議する機関として教育研究評議会をそれぞれ設置することを定めている。また、前述の会議における構成員、審議事項等は個別に定めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人秋田大学運営規則 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_uneikisoku02.pdf (ホーム→情報公開→その他の情報公開) ・秋田大学学則 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_schoolrule04.pdf (ホーム→情報公開→その他の情報公開) ・国立大学法人秋田大学役員会規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_yakuin_rule.pdf (ホーム→情報公開→その他の情報公開) ・国立大学法人秋田大学経営協議会規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_management_rule03.pdf (ホーム→情報公開→その他の情報公開) ・国立大学法人秋田大学教育研究評議会規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_kyohyogi_rule03.pdf (ホーム→情報公開→その他の情報公開) ・役員会名簿（令和4年4月1日現在） https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_yakuinkai.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→役員会) ・経営協議会名簿（令和4年6月23日現在） https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_management.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→経営協議会) ・教育研究評議会評議員名簿（令和4年4月1日現在） https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_eduresearch.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→教育研究評議会)

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 1 - 3⑥ (2) 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針</p>		<p>第4期中期計画において、若手教員比率、女性教員比率及び女性管理職の比率の向上に努める旨を定めている。</p> <p>また、「同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針」を定め、性別や国籍、障害の有無等にとらわれず、多様な人材の確保に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html (ホーム→大学案内→基本理念 中期目標・中期計画 年度計画) ・同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/danjyo/preferment.html (ホーム→男女共同参画推進の取組み →同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針)
<p>補充原則 1 - 3⑥ (3) 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画</p>	更新あり	<p>中期計画において、自らの価値を最大化すべく行う活動のため、期間中に必要な支出額・収入額等を算定した「予算」「収支計画」「資金計画」を策定し、公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/zyouhouteikyo/gyoumu/tyukikeikaku/040330.pdf (ホーム→大学案内→基本理念 中期目標・中期計画)
<p>補充原則 1 - 3⑥ (4) 及び補充原則 4 - 1③ 教育研究の費用及び成果等 (法人の活動状況や資金の使用状況等)</p>	更新あり	<p>教育研究に関する費用及び収益等については財務状態、運営状況、キャッシュ・フロー等を示した「財務諸表」等により公表しており、コストの見える化を進めるための取り組みとして、「財務諸表」の附属明細書により部局別のセグメント情報を公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_zaimu.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→財務情報→財務諸表) このほか、ステークホルダーに向け、本学の主な取組や実績、財務状態・運営状況等について分かりやすく解説した「財務報告書」を作成し公表している。 ・財務情報 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_zaimu.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→財務情報→財務報告書) 業務の実績等については、中期目標期間における評価結果により公表している。 ・実績評価 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_check.html (ホーム→大学案内→点検・評価活動)

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則1-4② 法人経営を担う人材を計画的に育成するための方針</p>		<p>若手教授や中堅職員を、全学的観点から企画・立案を機動的に行うために設置した大学戦略室の室員に加え、早い段階から法人経営の感覚を身に付けさせているほか、将来的に大学経営への関わりが期待できる教員を学長特別補佐や全学センター長に登用し、組織運営や経営戦略の検討等に参画させることで、次代を担う経営人材を育成している。</p> <p>このほか、事務系職員については、中期計画に基づき経営人材育成のための研修等に積極的に参加させるとともに、文部科学省やその関係機関、県庁等の行政機関及び他の国立大学法人等との人事交流を行うことにより幅広い見識を身に付け、将来的には法人経営の一端を担うことのできる人材の育成に努めている。</p> <p>・中期目標・中期計画 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_target.html (ホーム→大学案内→基本理念 中期目標・中期計画 年度計画)</p>
<p>原則2-1-3 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等</p>	更新あり	<p>学長は、理事や副学長を「国立大学法人秋田大学運営規則」に基づき権限と責任を明確にした上で選任・配置しており、学長の意思決定や業務執行をサポートする体制を整備している。</p> <p>また、配置している理事・副学長は、役職員一覧として公表している。</p> <p>・国立大学法人秋田大学運営規則 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_uneikisoku02.pdf (ホーム→情報公開→その他の情報公開)</p> <p>・役職員一覧 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/magazine/outline/pdf/025.pdf (ホーム→大学案内→組織情報)</p>
<p>原則2-2-1 役員会の議事録</p>		<p>役員会は、中期目標についての意見及び年度計画に関する事項や国立大学法人法により文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項等の重要事項について適時かつ迅速に審議しており、ホームページで議事要旨を公表している。</p> <p>・役員会議事要旨 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_yakuinkai.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→役員会)</p>
<p>原則2-3-2 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況</p>	更新あり	<p>多様な人材を確保するため、「同一大学出身者の割合、外国人、女性及び障害者の積極的登用に関する指針」により、性別・国際性等の観点でのダイバーシティの確保に努めているほか、第4期中期計画において、女性教員比率及び女性管理職比率の向上に努める旨を定めている。また、クロスアポイントメント制度の導入や実務家教員の採用により、産業界、他の教育研究機関等外部の経験を有する人材の経験や知見を法人経営に活用しており、特に経営層の厚みを確保する観点から、学外理事に県内企業の経験者を迎え入れている。</p> <p>求める人材については関係規程に定めており、学外理事及び在籍する実務経験のある教員等による授業科目の一覧については、ホームページで公表している。</p> <p>・役員 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_president.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→学長・理事・監事)</p> <p>・実務経験のある教員等による授業科目の一覧 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_subjects.html (ホーム→大学案内→実務経験のある教員等による授業科目の一覧)</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
<p>補充原則 3-1-1① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫</p>	更新あり	<p>本学の経営協議会の学外委員の選考方針は、国立大学法人秋田大学経営協議会規程第3条第1項第8号により、「本学の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するものの中から、教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの」と規定している。</p> <p>学外委員の知見を本学の経営に生かせるよう、経営協議会開催時に本学の課題について、テーマを定めて意見を伺う機会を設けている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_management_rule03.pdf (ホーム→情報公開→その他の情報公開) ・経営協議会委員の公表及び議事要旨 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_management.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→経営協議会)
<p>補充原則 3-3-1① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由</p>	更新あり	<p>学長選考・監察会議において、「国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考に関する基準」を定め、学長候補者に求められる人物像（資質・能力等）を公表している。また、学長の選考にあたっては「国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程」に基づき、学長候補者の所信内容、管理運営実績、教育研究実績、社会貢献実績、国際交流実績、意向聴取結果、人物、その他選考会議が必要とする項目について審議し、最終の学長候補者1名を決定し、選考結果、選考過程及び選考理由はホームページで公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考に関する情報 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_selection.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議)
<p>補充原則 3-3-1③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無</p>	更新あり	<p>「国立大学法人秋田大学長の任期に関する規程」第2条に基づき、任期及び再任の上限を任期は4年とし、再任は1回限りとし、ホームページで公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人秋田大学長の任期に関する規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/legal/ninki_rule.pdf (ホーム→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議)
<p>原則 3-3-2 法人の長の解任を申し出るための手続き</p>	更新あり	<p>「国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程」の中で解任の審議及び文部科学大臣への申出について規定しており、ホームページで公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/legal/kitei_2016.pdf (ホーム→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議)
<p>補充原則 3-3-3② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果</p>	更新あり	<p>学長選考・監察会議による学長の評価は、「国立大学法人秋田大学における学長候補者の選考等に関する規程」に基づき実施し、その評価結果はホームページにより公開している。なお、中間評価については、「国立大学法人秋田大学が実施する学長の業績評価に関する申し合わせ」を定め、学長の在任期間が2年を経過した日及び再任の場合は再任期間が2年を経過した日から1年以内に学長へのヒアリングを実施することにより行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学長選考に関する情報 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_selection.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議)

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則 3 - 3 - 4 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	<p>秋田大学学長選考・監察会議規程第3条第1項第1号に規定する学外委員は、「秋田大学経営協議会が選出する学長選考・監察会議委員に関する申し合わせ」に基づき、マスコミ、医師会、行政、民間企業、国立大学の各分野において、それぞれ最高責任者又は最高責任者の経験を有し、組織運営について精通している者として、選任方法や選考理由を説明し経営協議会で審議・了承を経た上で選出・公表している。</p> <p>また、同規程第3条第1項第2号に規定する委員については、「秋田大学学長選考・監察会議委員の選出に関する申し合わせ」に基づき、各研究科・1学部の意見を反映できるよう、代表する長4名、および本学役員からの意見を反映できるよう、役員を代表して総務を担当する理事1名について、選任方法や選考理由を説明し教育研究評議会で審議・了承を経た上で選出・公表している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営協議会議事要旨 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_management.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→経営協議会) ・教育研究評議会議事要旨 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/legal/pu_eduresearch.html (ホーム→情報公開→法定公開情報→教育研究評議会) ・経営協議会が選出する委員の選任方法・選考理由について https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/legal/keiei_reason.pdf (ホーム→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議) ・教育研究評議会が選出する委員の選任方法・選考理由について https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/legal/kyoiku_reason.pdf (ホーム→情報公開→法定公開情報→学長選考・監察会議)
原則 3 - 3 - 5 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由		<p>国立大学法人法第10条第4項に規定する大学総括理事は置いていない。</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
基本原則4及び原則4-2 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	<p>「国立大学法人秋田大学業務方法書」第2条～第5条において内部統制に関する基本事項を定めて、以下のとおり内部統制システムを整備、運用している。なお、これらの内部統制の仕組みがより実効性の高いものとなるよう、継続的な見直しを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pdf/other/other_work02.pdf (ホーム→情報公開→その他の情報公開) (1) コンプライアンスの運用体制 基本的な行動規範として、「秋田大学の学術研究に関する行動規範」を定めているほか、「秋田大学研究倫理規程」及び「国立大学法人秋田大学における公的研究費の取扱いに関する規程」により研究活動に係るコンプライアンス推進体制を整備している。 ・秋田大学の学術研究に関する行動規範 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/pdf/r_kihan.pdf ・秋田大学研究倫理規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/pdf/r_kitei_2.pdf (ホーム→情報公開→研究活動に係る不正防止→研究活動における不正行為への対応等について) ・国立大学法人秋田大学における公的研究費の取扱いに関する規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/pdf/a-toriatukai06.pdf (ホーム→情報公開→研究活動に係る不正防止→秋田大学における公的研究費の取扱いに関する管理・監査体制について) <p>(2) 内部統制のモニタリング体制 所掌する理事等の下で日常的なモニタリングを行い、学長は役員ミーティング等を活用することで各理事等から必要な報告が定期的に行われる機会の確保・指摘事項の改善を実施している。また、監査室は内部監査を実施し、監査結果を内部監査報告書により学長へ報告するとともに、役員会で指摘事項のフォローアップ・注意喚起状況等も含めて報告している。</p> <p>○役員ミーティング 週1回開催し、役員間の連絡調整を行い迅速な意思形成を行う会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人秋田大学内部監査規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/research/pdf/naibukansa.pdf <p>(3) 通報窓口等 職員等からの相談窓口として、ハラスメント相談に対応するためハラスメント対策室を設置しているほか、職員等の法令違反行為に関する公益通報窓口を設置し、大学運営の適正性を確保するための体制を構築し、HP上で公益通報窓口について公開している。また、ハラスメント相談窓口・研究活動に関する告発についても同ページで紹介し、適切な窓口に通報・相談者が辿り着けるよう、かつ迅速に対応が行えるように整えている。</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/info/in_madoguchi.html (ホーム→大学案内→公益通報) している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学法人秋田大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/harassment/pdf/kitei_04_02.pdf (ホーム→ハラスメント対策室→関係規程等)

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則4-1 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫		<p>公文書管理等の法令に基づく情報公開については、本学ホームページにて多様な方々からの理解を得られるよう公表し、透明性の確保に務めている。また、財務諸表や調達情報等の経営に関する情報や研究者総覧・研究者紹介特設サイトを通じた教育・研究活動に関する情報についても分かりやすく公表している。社会貢献活動に関しては、地方創生センター他の組織を設置し公開講座等の活動内容について画像と説明文を用いて、見る者の理解が深まるよう外部に公表している。なお、ホームページに加えてInstagramやツイッター等SNSを利用して、学内での様々な出来事を発信して、多様な社会からの理解と支持を得るために広報活動を行っている。</p>
補充原則4-1① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況		<p>情報の公表を行うにあたっては、情報の公表を行う目的、意味を勘案し、適切な対象、内容、方法等を目的・内容に応じてホームページ・SNS・プレスリリース・リーフレットの配布など適時に適切な方法で公表している。</p> <p>(最新情報 (New内:お知らせ、イベント、プレスリリース、入試))</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/ (受験生向け情報)</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/admission/ (保護者向け情報)</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/parents/ (在学生向け情報)</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/current/ (卒業生向け情報)</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/alumni/ (Twitter)</p> <p>https://twitter.com/syudaikouhou (Facebook)</p> <p>https://www.facebook.com/akitauniv.official/ (Instagram)</p> <p>https://www.instagram.com/akitauniversity/ (YouTube)</p> <p>https://www.youtube.com/channel/UCKJwnXj7NOliBld1paf3l1w</p>
補充原則4-1② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	<p>学生の教育成果の享受情報については以下のとおり公表しており、それぞれの掲げるポリシーの水準を満たすような授業内容を実施している。また、本学の教育研究活動等の質を保証する事などを目的として受審する「大学機関別認証評価」でも、教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に則して体系的であり、相応しい水準であると評価されている。</p> <p>①大学機関別認証評価・評価報告書</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/zyouhouteikyo/hyouka/r2_repo.pdf (ホーム→大学案内→点検・評価活動→大学機関別認証評価・評価報告書→17ページ, 基準6-3)</p> <p>②ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)及びカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)を作成し、公表している。</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/kcenter/policy.html (ホーム→高等教育グローバルセンター→秋田大学の学士課程教育の方針)</p> <p>③学生の満足度は、評価報告書にアンケート調査結果を掲載し、公表している。</p> <p>大学機関別認証評価・評価報告書(令和3年3月)</p> <p><付録2 根拠資料一覧(6-8-3)卒業生等アンケート調査結果></p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/zyouhouteikyo/hyouka/r2_fu02.pdf (ホーム→大学案内→点検・評価活動→大学機関別認証評価・選択評価)</p> <p>④学生の進路状況を作成し、公表している。</p> <p>https://www.akita-u.ac.jp/honbu/work/naitei_r2.html (ホーム→就職情報→令和元2年度就職関係各種データ)</p>

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
法人のガバナンスにかかる 法令等に基づく公表事項		<p>■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pu_legal.html (ホーム→情報公開→法定公開情報)</p> <p>■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pu_hos_selection.html (ホーム→情報公開→病院長選考に係る情報)</p> <p>■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.akita-u.ac.jp/honbu/publicinfo/pu_anzenkansa.html (ホーム→情報公開→医療安全監査委員会に係る情報)</p>